

No	資料名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
1	入札説明書						2018年6月21日に入札説明書が改定されておりますが、赤字箇所のみの改定でよろしいでしょうか。その他改定箇所がございましたらご提示願います。	ご理解の通りです。
2	入札説明書	1				入札説明書の定義	入札書、事業提案書提出にあたり、参照する資料は、入札説明書(要求水準書、事業契約書(案)、基本協定書(案)、落札者決定基準、様式集を含む)と、実施方針等に関する質問回答(入札説明書等に記載がない事項)及び入札説明書等に関する質問回答という理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。なお、実施方針等に関しては、平成30年1月31日に実施方針等の変更に関する質問回答を実施しているため、合わせてご参照ください。
3	入札説明書	3	第2	6	(2)	施設要件等に関する事項	「新第1展示館の延床面積約36,000㎡」と記載ありますが、面積の増減幅に制約ありましたらご教示願います。例えば5%以内とか。	原則として、延床面積は36,000㎡必要です。各諸室の面積の増減幅については、平成29年7月31日に公表した実施方針等に関する質問の回答No.116を参照ください。
4	入札説明書	3	第2	6	(2)	施設要件等に関する事項	スポーツ機能(天井高最大20m)の想定されるスポーツは何でしょうか？また移動間仕切り壁の高さは天井高最大20mに合致しなくてよろしいでしょうか。	バレーボールやバスケットボール等の開催を想定しています。 (8) 諸室の整備方針と要求水準 ア 展示ホールに記載のとおり、梁下までの高さは20m以上とすることとします。 移動間仕切り壁の高さは、20m以上の梁下高と合致する必要はありませんが、コンサート開催時の観客から舞台の視線を配慮した間仕切り壁高さの計画としてください。
5	入札説明書	5	第2	11		事業スケジュール予定	月単位での表示となっておりますが、始期は1日、終期は月末と考えてよろしいでしょうか。 例)維持管理期間は平成33年4月1日～平成53年3月31日	ご理解の通りです。
6	入札説明書	5	第2	11	(2)	設計・建設期間	工事着手日は、設計・建設期間の中で事業者が自由に設定できるという理解でよろしいでしょうか。	協議によります。平成31年度中に設計を完了することを想定しています。
7	入札説明書	5	第2	11	(4)	開業準備期間	開業準備期間を提案で2ヶ月、4か月等とすることは可能でしょうか。	入札説明書等に記載の通り、開業準備期間は3ヶ月とします。
8	入札説明書	9	第3	1	(2)	応募各社の参加要件	ア(ウ)に「～の設計(改修を除く)の実績を有する者であること。」と記載ありますが、基本設計のみ又は実施設計のみの実績も可でしょうか。	実施設計の実績を有する者とします。
9	入札説明書	9	第3	1	(2)	応募各社の参加要件	イ(ウ)「(2)ア(ウ)に同じ」と記載ありますが、工事監理実績でなく設計実績との理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
10	入札説明書	19	第5	4		提案内容に関するヒアリング等の実施	市や審議会が必要と判断した場合、ヒアリングを実施するとありますが、ヒアリングの有無が決定されるのは提案書提出後という理解でよろしいでしょうか。早期に決定される場合があればご教示ください。	ご理解の通りです。
11	入札説明書	24	第7	6	(1) (2)	新第1展示館の対象地 現第1展示館の対象地	「公有水面埋立法に基づき埋め立てられた埋立地における調査の特例に基づく必要な調査を行い」とありますが、公有水面埋立法に基づき埋め立てられた埋立地と判断するには、土壤汚染対策法の内容に即した地歴調査の結果に基づき判断することになります。対象地において既に地歴調査が実施されている場合はその内容を開示ください。実施していない場合は、受注した事業者が実施すると考えてよろしいでしょうか。	新第1展示館の対象地については、条例による地歴調査を行っています。参考資料として、実施方針等の変更に関する質問回答 別添資料 質問No.25を参照ください。 現第1展示館の対象地の地歴については、実施方針等の変更に関する質問回答 質問No.33を参照ください。 汚染が確認された場合には、埋立時期などから、埋立管理区域とみなすこととなります。市と協議のうえ、PFI事業者が必要に応じて地歴調査を実施することとなります。
12	入札説明書	24	第7	6	(1) (2)	新第1展示館の対象地 現第1展示館の対象地	通常の土壤汚染状況調査と水面埋立地特例調査では調査スペックが大きく異なります。地歴調査が行われていない場合においても、水面埋立地特例調査を実施するものとしてよろしいでしょうか。	新第1展示館の対象地については、地歴などから、調査は法定されるものではなく、搬出する土が汚染土か否かを判断するため、自主調査として行うものです。この場合、基礎、地中梁等の掘削深さに対応した深さのボーリング調査を敷地全域において行い、汚染区画を区域指定することを想定しています。詳細については、改正された土壤汚染対策法の施行等を踏まえ協議によります。 現第1展示館の対象地については、土の搬出は想定していないため、汚染状況を確認するためのボーリング調査を行い、現第1展示館の対象地全域を区域指定することを想定しています。平成20年に土壤汚染を確認しているため、建物の基礎の解体を行う場合、調査命令が出る事例となります。

No	資料名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
13	入札説明書	24	第7	6	(1) (2)	新第1展示館の対象地 現第1展示館の対象地	土壌汚染調査において汚染土壌が確認された場合、土壌汚染対策法に基づき形質変更時要届出区域の埋立管理区域に指定されると見なしてよろしいでしょうか。また、区域内の土地の形質を変更する際は、「土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン(改訂第2版)」のappendix-13に記載された施工方法に準じた方法で施工できるものとしてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。 なお、詳細については、改正された土壌汚染対策法の施行等を踏まえて協議によります。
14	入札説明書	24	第7	6	(1) (2)	新第1展示館の対象地 現第1展示館の対象地	杭汚泥に関しても全て汚染土として処理するものとしてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。杭汚泥に関しても、すべて汚染土とみなし、土壌汚染対策費用を入札価格に含めてください。なお、杭の施工にあたって実際に杭汚泥を搬出する際には、杭の施工位置が、管理区域として指定されているか否かにより、その扱いを判断します。
15	入札説明書	24	第7	6	(1) (2)	新第1展示館の対象地 現第1展示館の対象地	調査により汚染区域の有無が判明した場合において、埋め戻しに関しては場内で自由に仮置き・埋め戻しをしてもよろしいでしょうか。	管理区域内における仮置き、埋め戻しは、可能です。詳細は協議によります。
16	入札説明書	24	第7	6	(1) (2)	新第1展示館の対象地 現第1展示館の対象地	着工前に土壌汚染調査において、基準値以内の土壌の搬出の結果、受け入れ先の自主調査により基準超過が発覚した場合は、名古屋市環境局への届け出の報告義務があると思われませんが、その際、届け出期間に工事が止まった場合は、工期は延長されるものとみなしてよろしいでしょうか。	入札説明書記載のとおり、工事発生土に汚染土壌が発見されたときは、法令等に従い適切に処理してください。工期については、当初から汚染土壌を前提としたものであるため、この場合においては工期の延長は想定しません。
17	入札説明書	24	第7	6	(1) (2)	新第1展示館の対象地 現第1展示館の対象地	調査により汚染土が発覚した場合において、掘削しない部分に関して、基準超過の土壌は残置してもよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
18	入札説明書	26	第7	10	(2)	ク 財務状況(事業期間)	事業期間を通じた金融機関からの財務状況モニタリングの協力についてはどのような内容をご想定されていますでしょうか。	PFI事業者の財務状況の確認のために、市から直接的又は間接的に金融機関へ問い合わせを行う場合におけるご対応を想定しています。
19	入札説明書	27	第7	13	(1)	金融機関と市との協議	事業者がプロジェクトファイナンスにて資金調達を行う場合、貴市と金融機関との直接協定については、締結をいただける前提との理解でよろしいでしょうか。	本市及び融資機関が協議を行い、必要と判断された場合には締結を行うことがあります。
20	入札説明書	29	第8	3	2)	資格証明書	書類名の記載については、それぞれ下記の誤記であるとの認識でよろしいでしょうか。 B: 第3の1(2)ア(ウ)に定める設計の実績 D: 第3の1(2)ウ(ウ)に定める施工実績 E: 第3の1(2)エ(イ)に定める施工実績	ご理解の通りです。入札説明書の該当箇所を修正します。
21	入札説明書	29	8	3	2)	資格証明書	A~Jの書類については、様式2-6を鑑として、様式2-6の添付書類1~9の順番で提出するという理解で宜しかったでしょうか。(A~Jの順番は無視しても宜しいでしょうか。)	ご理解の通りです。ただし、書類の順番が相違していたことを以て、基礎審査上の失格とすることはありません。
22	入札説明書	資料2-1	1			各業務に係る対価について	設計・建設業務内に対価の対象となる費用として「新施設の設計及び建設事業を実施する上で必要となる費用」と記載ありますが、各種申請手数料、インフラ引込み負担金も対価の対象となる費用との理解で宜しいでしょうか。	「設計業務及びその関連業務に伴う各種許認可手続き等の業務に係る費用」及び「建設業務及びその関連業務に伴う各種申請等の業務に係る費用」に含まれない費用のうち、「その他設計・建設に関して必要となる費用」として認められる費用については、ご理解の通りです。
23	入札説明書	資料2-2	2	(1)	ウ	サービス購入料Aの支払い方法	サービス購入料Aには、当該費用にかかる消費税も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
24	入札説明書	資料2-2	2	(1)	ウ	サービス購入料Aの支払い方法	サービス購入料Aに係る消費税相当額はサービス購入料Aの支払いに合わせて、貴市よりお支払いをいただけるものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
25	入札説明書	資料2-2	2	(2)	ア	(サービス購入料B)算定方法	割賦金利の基準金利として、LIBORを参照いただいておりますが、平成33年度においてLIBORは廃止予定との理解です。代替指標について、ご教示願えますでしょうか。	代替指標については、LIBORが実際に廃止されるまでに、市とPFI事業者の協議により決定するものとします。
26	入札説明書	資料2-3	2	(2)	ア	(サービス購入料B)算定方法	提案価格における基準金利について、平成30年7月1日の基準金利を使用する旨の記載がありますが、当該日は銀行休業日となりますため、代替日をご指定いただけますでしょうか。	御意見を踏まえ、翌営業日である平成30年7月2日とします。入札説明書の該当箇所を修正します。また、基準金利をあわせて記載しましたのでご確認ください。

No	資料名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
27	入札説明書	資料 2-3	2	(2)	ア	(サービス購入料B) 算定方法	平成30年度の税制改正において長期割賦販売等に係る延払基準が廃止されています。このため、SPCはサービス購入費Bが支払われる都度、消費税及び地方消費税を納付する税務処理ができなくなり、その総額が売上として認識され、当該金額に係る受取消費税が課税されることとなります。そのため、サービス購入費Bに係る消費税相当額について、完工確認後におけるサービス購入費Aに合わせて、一括でお支払いいただけないでしょうか。	サービス購入料Bに係る消費税相当分については、サービス購入料Bの第1回目の支払の際に割賦対価とあわせて一括でお支払いします。該当箇所を修正します。
28	入札説明書	資料 2-3	2	(2)	イ	サービス購入料Bの支払方法	要求水準書には四半期業務報告書の提出に係る記載がございませんが、当該業務報告書の提出は必要になりますでしょうか。	四半期業務報告書の提出は不要です。サービス購入料B及びCの支払方法については、維持管理業務に関する四半期分の月間業務報告書の市による確認の後に、PFI事業者は市にそれぞれの請求書を提出するものとします。該当箇所について、入札説明書及び事業契約書(案)を修正します。
29	入札説明書	資料 2-3	2	(2)	イ	サービス購入料Bの支払方法	貴市における四半期業務報告書の確認には、どの程度の期間が必要とされますでしょうか。	四半期業務報告書の扱いについて、No.28の回答を参照ください。四半期分の月間業務報告書の確認には概ね1か月程度を想定していますが、この回答を以て市の確認期間を規定するものではありません。
30	入札説明書	資料 2-3	2	(3)	ア	(サービス購入料C) 構成される費用の内容	平成30年度の税制改正において長期割賦販売等に係る延払基準が廃止されています。このため、SPCはサービス購入費Cが支払われる都度、消費税及び地方消費税を納付する税務処理ができなくなり、その総額が売上として認識され、当該金額に係る受取消費税が課税されることとなります。そのため、サービス購入費Cに係る消費税相当額について、完工確認後におけるサービス購入費Aに合わせて、一括でお支払いいただけないでしょうか。	サービス購入料Cに係る消費税相当分については、サービス購入料Cの第1回目の支払の際に割賦対価とあわせて一括でお支払いします。該当箇所を修正します。
31	入札説明書	資料 2-4	2	(3)	イ	(サービス購入料C) 算定方法	提案価格における基準金利について、平成30年7月1日の基準金利を使用する旨の記載がありますが、当該日は銀行休業日となりますため、代替日をご指定いただけますでしょうか。	No.26の回答を参照ください。
32	入札説明書	資料 2-5	2	(4)	ア	構成される費用の内容	「既存施設の状態確認に係る費用」とは、どのような業務を想定した費用でしょうか。 例)建物診断/モニタリング調査に係る経費などでしょうか。 また、平成34年第2四半期に一括で払うとあり、これは新第一展示館の引渡日提案の結果によらず、第2四半期に支払われるものと考えてよろしいでしょうか。	前段の質問について、要求水準書P.56に定める通り、維持管理対象となる既存施設の部材や設備等について、状態確認を行うために必要な費用を想定しています。合わせて、平成30年1月31日に公表した実施方針等の変更に関する質問回答のNo.142をご参照ください。 なお、「既存施設の状態確認」とは、法定点検結果に基づき、状態について、市及びPFI事業者による立会確認を行うことを指します。 後段の質問について、当該費用については、入札説明書資料2-12に定める通り、工期短縮の提案があった場合は、引渡日が属する四半期の翌四半期相当分に係るサービス購入料Dに「既存施設の状態確認に係る費用」を含めるものとします。
33	入札説明書	資料 2-5	2	(4)	ア	構成される費用の内容	「既存備品等の移設業務」、「既存施設の状態確認」に係る費用について、平成34年第2四半期に一括して支払うとありますが、次項目『算定方法』では、「年間支払額の4分の1相当額を維持管理期間中に支払う」とあります。 平成34年度第2四半期は、当該項目の費用の分、他の支払い計画と比較して平準化されていない支払期になると考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。平成34年度第2四半期相当分のサービス購入料Dについては、平成34年度の維持管理業務に係る年間支払額を平準化した金額に「既存備品等の移設業務に係る費用」及び「既存施設の状態確認に係る費用」を加えたものを支払います。なお、工期短縮の提案があった場合に関しては、No.32の回答を参照ください。
34	要求水準書					用語の定義	「来館者」と「利用者」が定義づけされていますが、定義に従うと、下記のように図示できます。この場合、来館者に含まれない利用者とはどのような人を指すのでしょうか。	来館者に含まれない利用者とは、主催者、出展者、ブース等設営事業者、物品搬入事業者、コンサートスタッフ等の展示会やコンサートの主催・運営側の関係者を指します。ご意見を踏まえ、要求水準書の「来館者」「利用者」に関する記述の一部を修正しました。



No	資料名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
35	要求水準書	1	第1	3	(1)	事業の枠組み	「運営事業者と連携しながら業務を進める。」とありますが、維持管理に関して、運営事業者から事業者へ直接指示を行うケースが発生すると思われます。運営事業者から事業者が想定する要求水準レベルを超えた要求・課題に対して、直接契約関係に無い2社間では発生する課題・問題に対応しきれないため、これらの問題が生じた際は、名古屋市様が発注者として調整されると考えてよろしいでしょうか。	事業契約書(案)第9条、第10条、第57条に定める通り、事業者は運営事業者との調整・連携を行うことを原則とします。当該調整・連携に関して、市は必要と判断した場合、PFI事業者及び運営事業者との協議の場を設けることとします。
36	要求水準書	3	第1	3	(3)	図表3-1 各業務の業務範囲と各事業主体の役割分担	什器備品保守管理に関して事業者が従担当となっており、事業者業務は実施方針質問回答No.81において要求水準記載のとおりとあります。他方で、事業者が管理する什器とは、維持管理に関する備品を対象とするあり、これによれば運営事業者と事業者の業務区分は明確に区分されていると考えますが、図表3-1の△は事業者業務である「備品保守管理業務」の意と認識してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。要求水準書P.60に定める通り、本事業における備品等保守管理業務の対象は、本施設に設置される什器備品のうち、維持管理業務を実施するうえで必須となる備品等とします。
37	要求水準書	3	第1	3	(3)	図表3-1 各業務の業務範囲と各事業主体の役割分担	舞台設備保守管理には、映写機や音響設備類なども含まれるとし、運営事業者にて管理いただけると考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
38	要求水準書	3	第1	3	(3)	図表3-1 各業務の業務範囲と各事業主体の役割分担	AV機器の管理は、舞台設備保守管理または什器備品の管理業務に含まれるとし、運営事業者にて管理いただけると考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
39	要求水準書	3	第1	3	(3)	図表3-1 各業務の業務範囲と各事業主体の役割分担	既存施設におけるレストランなど、第三者への目的外使用を行っていると思われませんが、厨房機器・厨房設備の管理は、貴市または運営事業者にて管理いただけると考えてよろしいでしょうか。また、事業者の業務範囲となる場合、既存施設における現在の管理仕様(点検頻度・点検内容等)について御教示ください。	備え付けの厨房機器・厨房設備の修繕・更新等は、PFI事業者の管理対象となります。備え付けの厨房機器・厨房設備の点検等はPFI事業者の業務範囲ではありません。飲食施設における建築物・建築設備・消防設備の法定点検はPFI事業者となります。
40	要求水準書	3	第1	3	(3)	図表3-1 各業務の業務範囲と各事業主体の役割分担	既存施設におけるレストランなど、第三者への目的外使用を行っていると思われませんが、グリストラップ清掃や厨房ダクト・グリスフィルタ清掃などの管理は、貴市または運営事業者にて管理いただけると考えてよろしいでしょうか。また、事業者の業務範囲となる場合、既存施設における現在の管理仕様(点検頻度・点検内容等)について御教示ください。	法定されているグリストラップの清掃等は、環境衛生管理業務としてPFI事業者の管理対象となります。
41	要求水準書	3	第1	3	(3)	図表3-1 各業務の業務範囲と各事業主体の役割分担	既存施設におけるレストランなど、第三者への目的外使用を行っていると思われませんが、当該箇所の害虫防除などは、貴市または運営事業者にて管理いただけると考えてよろしいでしょうか。また、事業者の業務範囲となる場合、既存施設における現在の管理仕様(点検頻度・点検内容等)について御教示ください。	法定されている害虫防除は、環境衛生管理業務としてPFI事業者の管理対象となります。
42	要求水準書	3	第1	3	(3)	図表3-1 各業務の業務範囲と各事業主体の役割分担	既存施設・新施設に付属する貴市所有の高所作業車両やAED機器の保守などは、什器備品管理業務に含まれるとし、運営事業者にて管理いただけると考えてよろしいでしょうか。	No.36の回答を参照ください。なお、ご質問の高所作業車両についてはPFI事業者にて、AED機器については市又は運営事業者にて管理するものとします。
43	要求水準書	3	第1	3	(3)	図表3-1 各業務の業務範囲と各事業主体の役割分担	駐車場管制装置、発券・精算機などの保守管理は、駐車場管理運営業務に含まれると考えてよろしいでしょうか。また、つり銭補充、使用料の回収については、運営事業者にて行っていただけると考えてよろしいでしょうか。	駐車場管制装置、発券・精算機などの保守管理は、PFI事業者の管理対象となります。つり銭補充、使用料の回収については、運営事業者にて行っていただきます。
44	要求水準書	3	第1	3	(3)	図表3-1 各業務の業務範囲と各事業主体の役割分担	駐車場運営の方式として、既存施設(事業者提案によっては新施設も含む)は発券式と認識しております。券やロールペーパーなどの消耗品の負担は、駐車場管理運営業務に含まれると考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
45	要求水準書	3	第1	3	(3)	図表3-1 各業務の業務範囲と各事業主体の役割分担	緊急時対応業務については、PFI事業者・運営事業者ともに「主たる担当者」として位置づけられていますが、「主たる担当者」と「従たる担当者」の関係と比較し、業務上の連携においてどのような違いがあるのでしょうか。	緊急時対応業務については、PFI事業者及び運営事業者がそれぞれの業務範囲の中で主体的に行うべき対応を想定しています。
46	要求水準書	3	第1	3	(3)	図表3-1 各業務の業務範囲と各事業主体の役割分担	既存施設については、PFI事業者・運営事業者ともに「緊急時対応業務」が割り当てられていませんが、業務範囲外という認識でよろしいでしょうか。	既存施設についても業務範囲内となります。要求水準書の該当箇所を修正します。

No	資料名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
47	要求水準書	6	第2	1	(2)	敷地特性	ア新施設の敷地特性内に測量図「参考資料を資料17に示す」と記載ありますが、資料17内の座標と事業区域が一致しません。事業区域の測量図をご提示ください。	資料17は参考資料として提示しているものです。事業区域の測量は、要求水準書に記載の通り、地質、測量等の事前調査業務の中で実施することを想定しています。
48	要求水準書	7	第2	2	(1)	既存施設の規模及び履歴	既存施設の定義に、当該項目を含め要求水準書内でエネルギーセンター、及び汚水処理施設の記載がありませんが、本事業における維持管理業務対象施設と考えてよろしいでしょうか。また、事業対象となる場合、当該施設は第2展示館、第3展示館、イベント館、交流センター、立体駐車場とは別に独立した施設として扱うものとしてもよろしいでしょうか。	エネルギーセンター及び汚水処理施設などの小規模な施設も、本事業における維持管理業務対象施設です。要求水準書の既存施設の概要においては、国際展示場における主な施設を記載しているものです。小規模な施設である汚水処理施設をはじめ、ガバナー室、特高開閉所、渡り廊下などは、記載しておりません。なおエネルギーセンターは、第3展示館に含まれます。
49	要求水準書	7	第2	2	(1)	既存施設の規模及び履歴	汚水処理施設が維持管理対象となる場合、現行の管理業務仕様について御開示ください。	No.48の回答の通り、汚水処理施設は維持管理業務の対象となります。現行の管理業務仕様については、希望者への貸し出しを行うこととします。希望される場合は、入札説明書第9の4に定める問合せ先へご連絡ください。
50	要求水準書	8	第2	3	(1)	法令	埋立地のため、文化財保護法に該当する内容はないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
51	要求水準書	8	第2	3	(1)	法令	2019年春頃に2017年に改正された土壌汚染対策法の完全施行が予定されています。本件の汚染土壌対策は、現行の土壌汚染対策法の内容に即した対応を行うことと考えてよろしいでしょうか。	改正された土壌汚染対策法により行ってください。詳細が不明なものに関しては、今後の協議によります。
52	要求水準書	16	第2	6	(1)	供用後の維持管理の人員体制	平成29年7月31日実施方針質問回答No.5にて、事業者が指定管理者の指示の下に行う業務はないとのことですが、主催者による展示設営時における立会いなどは運営事業者にて対応されるとし、本事業の維持管理人員体制の策定において、主催者対応などは考慮する必要はないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
53	要求水準書	19	第2	9	(1)	費用負担 共通	維持管理業務を遂行するにあたり、貴市所有(施設備え付け)の備品等(高所作業車両、机・椅子・ロッカー等)は、使用可能と考えてもよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
54	要求水準書	19	第2	9	(2)	費用負担 光熱水費及び通信費等の負担	維持管理業務のうち事務に要する通信費及び光熱水費と記載がありますが、具体的にはエネルギーセンターや新施設の管理室(中央監視室・防災センター)などの「事務」を行う諸室を対象に通信費・水光熱費を負担するものと考えてよろしいでしょうか。その他負担区分の詳細について、別途ご想定があればご教示ください。	ご理解の通りです。
55	要求水準書	19	第2	9	(2)	費用負担 光熱水費及び通信費等の負担	様式7-5-5に従量単価の記載例があります。事業者の負担条件は、基本料金を含まず、従量単価×使用量での負担となると考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
56	要求水準書	19	第2	9	(2)	費用負担 光熱水費及び通信費等の負担	事務に要する通信費及び光熱水費とありますが、対象を管理室と想定した場合、既存施設においては、対象諸室毎に計量メーターが整備されているのでしょうか。また、その諸室対象と区分について御教示ください。	既存施設において計量メーターは未整備のため、PFI事業者にて整備をお願いします。諸室対象については、エネルギーセンターや新施設の管理室(中央監視室・防災センター)などの「事務」を行う諸室とします。
57	要求水準書	19	第2	9	(2)	費用負担 光熱水費及び通信費等の負担	維持管理業務のうち「事務に要する通信費(電話料、テレビ受信料、インターネット利用に係る費用等)及び光熱水費(電気使用料、水道使用料、ガス使用料)については事業者が負担する」と記載がありますが、事務に要する光熱水費とは、事業者が使用する管理諸室(中央監視室等)の照明、空調等の電気使用料や給湯室の水道・ガス使用料をイメージされているのでしょうか。また、各子メーターが設置されていて明確に使用料が分かるようになっているとの理解で宜しいでしょうか。	No.56の回答を参照ください。
58	要求水準書	24	第3	2	(1)	イ 施設規模の構成等について	イ施設規模の構成等について内、面積規模に記載されている面積の増減幅に制約がありましたらご教示願います。	No.3の回答を参照ください。
59	要求水準書	24	第3	2	(1)	イ 施設規模の構成等について	各要求居室の諸元(収容想定人員(人/m ²)、電源容量(W/m ²)、照度(lx)展示ホール以外の諸室)をご教授ください。	各要求居室の諸元は協議によります。
60	要求水準書	24	第3	2	(1)	イ 施設規模の構成等について	諸室の構成における展示室以外の階は、提案によっては変更可能と考えてよいでしょうか。	ご理解の通りです。詳細は協議によります。

No	資料名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
61	要求水準書	24	第3	2	(1)	イ 施設規模の構成等について	間仕切り壁で4分割でありながら、主催者事務室が3室である理由はございますでしょうか。	主催者事務室は4室とします。なお、多目的室として利用可能な仕様とします。要求水準書の該当箇所を修正します。
62	要求水準書	25	第3	2	(2)	イ 配置・ボリューム計画	高架下デッキをつなぐ2階部分接続通路のとりあい、高さのわかる図面を提示してください。	高架下デッキ・メキシコ大通り横断デッキの設計は、これから行う予定であるため、当該部分の図面はありません。なお、接続部の駅コンコースのフロアレベルは、TP+10,000mmです。
63	要求水準書	25	第3	2	(1)	ウ 動線計画	駅と接続するデッキの設計条件は、資料8(動線計画図)によれば入札公告時に開示予定とありますが、開示資料がございましたでしょうか。	要求水準書の建築計画に記載の通りです。なお要求水準書に記載はありませんが、駅部と新第1展示館とは、建築基準法及び消防法上別棟で計画する必要があります。
64	要求水準書	25	第3	2	(2)	ウ 動線計画 (ア) 建物へのアクセス(歩行者)	新第1展示館のデッキと本体との構造的分離は、高架下デッキ・メキシコ大通り横断デッキ取り合いにおいて分離していただければよろしいでしょうか。	新第1展示館の建物部分とデッキとの構造的分離、及び、高架下デッキ・メキシコ大通り横断デッキ取り合いにおける構造的分離を想定しています。
65	要求水準書	26	第3	2	(2)	ウ 動線計画 (ア) 建物へのアクセス(歩行者)	ウ動線計画(ア)bデッキレベル内に「これら2つのデッキの工事にあたっては、新第一展示館の敷地の一部を工事用として提供する」と記載ありますが、別途発注デッキの基礎・柱が敷地内に入ってくるの意味でしょうか。その場合の提供敷地寸法をご提示ください。	メキシコ大通り横断デッキの基礎、柱等が新第1展示館の敷地内に設置される想定です。高架下デッキの構造物は、敷地内には設置されない想定です。工事に当たっての敷地の一部の提供についての寸法等は、協議によります。
66	要求水準書	26	第3	2	(2)	ウ 動線計画 (ア) 建物へのアクセス(歩行者)	メキシコ大通り横断デッキのとりあい、高さのわかる図面をご提示願います。	No.62の回答をご参照ください。
67	要求水準書	26	第3	2	(2)	ウ 動線計画 (ア) 建物へのアクセス(歩行者)	既存自転車駐車場の移設における敷地の提供位置は、計画上示す必要がございましたでしょうか。また上屋は別事業で整備と考えてよろしいでしょうか。	計画上示す必要はありません。高架下デッキの工事に伴う仮設の自転車駐車場を想定しており、上屋を整備することは想定していません。
68	要求水準書	27	第3	2	(2)	オ 内装・仕上げ計画	オ内装・仕上げ計画内に記載の主要諸室の内部仕上げは、あくまでグレード設定であり、具体的な材料は提案と考えて宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
69	要求水準書	28	第3	2	(2)	カ 外装計画	カ外装計画内に記載の外装仕上げは、あくまでグレード設定であり、具体的な材料は提案と考えて宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
70	要求水準書	28	第3	2	(2)	キ 安全・防災・防犯計画	雨水の流出を抑制するための施設の容量の指定はありますか？雨水流出抑制量は名古屋市のマップでは埋め立て地ですが、名古屋市雨水流出抑制施設設計指針に倣い1ヘクタールあたり400立米を必須としますでしょうか。	容量の指定はありません。雨水流出抑制及び雨水利用の啓発に資する施設を想定しています。なお、雨水排水は、名港管理組合の道路排水樹に接続するため、その仕様は名港管理組合等との協議によります。
71	要求水準書	29	第3	2	(2)	サ 外構計画 (イ) ごみ置き場	ごみの区分は燃やすごみ、その他の一般廃棄物、産業廃棄物の3種ですか？展示・コンサートを行う主催者のゴミは各々が持ち帰る方針ですか？容量はどの程度必要でしょうか。	ごみの区分は一般廃棄物のみとなります。展示・コンサートを行い発生したごみについては主催者で回収する方針です。容量については、協議によります。
72	要求水準書	30	第3	2	(2)	サ 外構計画 (カ) 敷地内外灯	外灯設置の範囲は一般利用者の歩行範囲と考えてよろしいでしょうか。	要求水準書に記載の通り、「歩行者の安全を考慮し、照明設備を計画すること。」としており、来館者と利用者が歩行する範囲において外灯設置を計画することとしてください。
73	要求水準書	32	第3	2	(3)	キ 振動対策	分割利用時は、緩衝空間となる未利用区画を挟むことを必須としてよろしいでしょうか。	緩衝空間となる未利用区画を挟むことを必須とすることは、想定していません。
74	要求水準書	32	第3	2	(3)	キ 振動対策	コンサートの利用における騒音や振動の基準は騒音防止について、対象地区は、騒音に係る環境基準の地域の類型のC地域に該当し、隣地境界で昼間60デシベル以下 夜間50デシベル以下、道路境界側は車線を有する道路に面する地域として昼間65デシベル以下 夜間60デシベル以下でしょうか。	ご理解の通りです。
75	要求水準書	33	第3	2	(4)	ウ 発電設備	帰宅困難者対応について、想定人数はコンサート相当の15,000人と考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。

No	資料名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
76	要求水準書	33	第3	2	(4)	ケ 照明設備	高所に設置する器具は、LED照明を採用し長寿命化が図れている場合は昇降装置はなしと考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
77	要求水準書	34	第3	2	(4)	ケ 照明設備	展示ホール全体の照明管理ができる主催者事務室の1室はコンサート用途の利用を考慮してでしょうか。他の利用の際の管理は装置を施錠する等でしょうか。	前段の質問について、ご理解の通りです。管理に係る装置の施錠等については、協議によります。
78	要求水準書	34	第3	2	(4)	サ 情報通信設備	管理事務所のネットワーク回線のLANは、既存施設と接続可能とありますが、主装置は既設利用とし配線延長と考えてよろしいでしょうか。そうでない場合、既設装置の構成および仕様についてご提示ください。	詳細は市との協議により決定するものとします。
79	要求水準書	34	第3	2	(4)	シ 構内電話交換機設備	携帯電話については、全キャリア、全機種が施設内で十分受信可能な状況となるようアンテナを設置とありますが、全キャリアは、DOCOMO,SOFTBANK,AUと考えてよろしいでしょうか。	施設供用時に通信サービスが開始されている携帯電話事業者が対象になります。
80	要求水準書	35	第3	2	(4)	セ 映像・音響設備	テレビ中継の電源・音響及び映像回線設備とありますが、外部から展示ホールへのルートを確認することで宜しいでしょうか。そうでない場合は、具体的な仕様をご指示ください。	ご理解の通りです。
81	要求水準書	35	第3	2	(4)	チ 防災設備	防災設備に限りませんが、既設建物と連携する配線ルートにおいて道路横断はどのような計画とすればよろしいでしょうか。ご指示ください。	別途整備を予定している歩行者デッキを利用して配線することを想定しています。
82	要求水準書	35	第3	2	(4)	チ 防災設備	既設施設においてこれまで消防からの指導等はございますでしょうか	防災設備の設計においては、所轄消防機関の指導に従い行ってください。
83	要求水準書	34~36	第3	2	(4)	各項目	電話交換設備・ITV機器・放送設備・セキュリティ・案内情報設備、機械警備設備について、既設システム及びメーカーが不明です。既設システム内容、図面及び既設メーカーを御提示ください	No.94の回答を参照ください。
84	要求水準書	36	第3	2	(5)	空調設備計画	工排煙設備内に「建築基準法に従い、排煙設備を設置すること」と記載ありますが、避難安全検証法による排煙設備の緩和は提案と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。 ただし、消防法に係る排煙設備が必要になる可能性があります。 なお、新第1展示館とメキシコ大通りデッキで接続予定の施設(コンベンション施設(予定))とは建築基準法上及び消防法上別棟で計画する必要があります。
85	要求水準書	38	第3	2	(8)	ア 展示ホール(ア)基本方針	移動式観覧席約5,800席については提案によっては変更してもよろしいでしょうか。	提案による変更は可能ですが、約5,800席の要求水準書の内容を踏まえたものとしてください。
86	要求水準書	38	第3	2	(8)	ア 展示ホール(ア)基本方針	コンサート利用の15000人は2万㎡のみの設定でしょうか。例えば南北で2つのイベントで合計15000人等がありますでしょうか。	コンサート利用において、2つ同時に開催することは、想定していません。
87	要求水準書	38	第3	2	(8)	ア 展示ホール(ア)基本方針	展示ホールには、W6m×H5.5m程度のシャッターを6か所以上設けるとございます。W6m×H5.5m程度の車両もしくは物品が展示ホールに出し入れ可能なように設計配慮する必要はございますでしょうか。	概ね有効幅6m、有効高5.5mとします。要求水準書の該当箇所を修正します。
88	要求水準書	38	第3	2	(8)	ア 展示ホール(イ)電気設備	床ピット内のイベント電源、コンセント以外に音響・照明・映像の出入力設備とありますが、仕様が不明です。ピットを準備し展示会社が配線ができるスペースを確保することでよろしいでしょうか。	全ピット内での配置は必須ではありませんが、2万㎡の区画を利用したアリーナコンサート・スポーツ開催を前提としてご提案をお願いします。
89	要求水準書	38	第3	2	(8)	ア 展示ホール(イ)電気設備	音響・照明・映像には別系統の電源を用意とありますが、ホール内イベント用電源と考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
90	要求水準書	38	第3	2	(8)	ア 展示ホール(イ)電気設備	吊物機構用の電源も複数系統用意とありますが、イベント盤以降は展示会社が配線をおこなうものとして考えてよろしいでしょうか。	吊物機構に関するイベント用の分電盤以降は、主催者の配線となります。
91	要求水準書	39	第3	2	(8)	ア 展示ホール(ク)映像・音響設備	国際会議の想定は何か国語対応でしょうか。また、同時通訳装置は主催者等の持込でよろしいでしょうか。	4か国語対応とする。同時通訳装置は、導入できるようにすること。
92	要求水準書	45	第3	4	(3)	ウ 建設期間中業務	工事で発生する汚染土壌について、例えば、不溶化埋め戻し等の工法を採用することは可能でしょうか。	場内における埋め戻しは、可能です。詳細は協議によります。

No	資料名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
93	要求水準書	48	第3	5	(3)	業務の要求水準	「工事監理業務は常駐監理とし」と記載ありますが、常駐者人数及び担当分野は提案と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
94	要求水準書	56	第5	2		業務の要求水準	「既存施設における業務については、現状と同等以上の水準とする」とありますが、本入札説明書の添付資料のみでは、現行の管理レベルが図れないため資料の追加公表を希望します。 解体対象の第1展示館だけでなく、維持管理対象となる既存施設すべてに関する下記資料等を御開示いただけないでしょうか。 ・点検等項目ごとの内訳、費用 ・再委託先メーカー、専門会社 ・配置人員シフト、ローテーション ・竣工図 （意匠・電気・機械・植栽・単線結線図、 給排水空調等各種系統図） ・改修図 ・機器リスト、メーカーリスト ・日報、月報、点検報告書等 ・過去の点検保守等に係る仕様書 ・修繕履歴（主な修繕内容、単価、年間費用等） ・その他現行仕様内容詳細がわかる資料	当該資料のうち提供可能なものについて、希望者への貸し出しを行うこととします。希望される場合は、入札説明書第9の4に定める問合せ先へご連絡ください。
95	要求水準書	56	第5	2		業務の要求水準	「既存施設における業務については現状と同等以上の水準とする」とありますが、既存施設の建築物保守管理業務、建築設備保守管理業務、備品等保守管理業務、外構施設保守管理業務、植栽等の維持管理業務、環境衛生管理業務、修繕業務、その他事業の仕様の記載がありません。各業務の点検内容等をお示し頂けないでしょうか。	No.94の回答をご参照ください。
96	要求水準書	58	第5	2	(2)	建築設備保守管理業務	特定の設備について、納入メーカーによる実施を基本とする旨の記載がありますが、貴市が想定されるメーカー保守対象の設備機器について御教示ください。 又、機能維持を前提として納入メーカー以外の専門業者への発注・委託を妨げるものではないことを確認させてください。	No.94の回答をご参照ください。また、機能維持を前提として納入メーカー以外の専門業者への発注・委託を妨げるものではありません。
97	要求水準書	58	第5	2	(2)	建築設備保守管理業務	既存施設の内、現行で発注・委託されている対象設備とメーカー（委託者）をご教示ください。	対象設備等については、No.94の回答をご参照ください。
98	要求水準書	60	第5	2	(3)	既存備品等移設業務	第一展示館からの移動、設置の際には養生等は必要ないとの理解でよろしいでしょうか。	養生等についてはご提案に委ねます。ただし、既存備品等移設業務により新施設に損傷を与えた場合は、要求水準書P.61(6)アに定める修繕を実施してください。
99	要求水準書	60	第5	2	(4)	備品等保守管理業務	参考までに、維持管理に係る消耗品（管球類、設備薬剤等）の過去実績（種別、数量、費用）を複数年分ご開示ください。	設備薬剤等については、No.94の回答をご参照ください。
100	要求水準書	61	第5	2	(6)	修繕業務	実施方針質問回答No.155において、修繕金額の1件あたり上限300万円、年間上限3,000万円は税込金額とあります。 今回事業者が想定すべき金額については、108分の100を乗じた金額(2,777,000円/件、27,777,000円/年)と考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
101	要求水準書	62	第5	2	(7)	環境衛生管理業務	空調用ダクト清掃、排水管の清掃など既存施設の管理レベルを図るために、過去実績の点検報告書など、頻度・作業対象範囲が把握できる資料等（図面や報告書など）について御開示ください。	No.94の回答をご参照ください。
102	要求水準書	62	第5	2	(8)	植栽管理業務	既存施設における植栽計画図、植栽管理に関する作業報告書、契約書等について御開示願います。	No.94の回答をご参照ください。
103	要求水準書	62	第5	2	(8)	植栽管理業務	既存施設の敷地内において、現地視察をさせていただきましたが、植栽管理を行っていないと思われる部位も散見されました。本事業における要求水準レベルは、「植栽が適正に生息している」「植栽が歩行者・車両の通行の妨げにならない」程度の状態であれば問題ないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。既存施設の敷地内における植栽管理の水準は現状通りとします。なお、業務の詳細については、市とPFI事業者の協議によって定めるものとします。

No	資料名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
104	要求水準書	62	第5	2	(9)	事業期間の終了点検業務	「要求水準書で提示した性能及び機能を発揮でき、著しい損傷がない状態で引き継げるようにする」とありますが、経年劣化による損傷・汚れ等は許容されると考えてよろしいでしょうか。	要求水準書P.62に記載の通り、性能及び機能を発揮できる限りにおいて、経年劣化による損傷・汚れ等を許容するものとします。
105	要求水準書	64	第6	2	(1)	統括マネジメント業務 ア 業務内容	「本事業全体のマネジメント体制を構築すること」とありますが、「事業全体のマネジメント体制」とは要求水準書別紙1「実施体制図」と同義という理解でよろしいでしょうか。	「事業全体のマネジメント体制」については、別紙1を踏まえて応募者が必要と考える体制をご提案ください。
106	要求水準書	66	第6	2	(3)	緊急時対応業務 ア 業務内容	「本項目では運営事業者が行う緊急時対応業務を含んでいない」とありますが、運営事業者が行う緊急時対応業務について、ご教示ください。	No.45の回答を参照ください。
107	要求水準書 別紙1					業務実施体制図	工事監理業務責任者と、解体・撤去工事監理業務責任者は同一の人物が務めてもよいという認識でよろしいでしょうか。また、「建設業務責任者」と「解体・撤去業務責任者」についても同様に教示ください。	前段の質問について、ご理解の通りです。要求水準書の該当箇所を修正します。後段の質問について、ご理解の通りです。
108	要求水準書 添付資料	資料2				事業区域図	メキシコ大通側の中間当たりで既存フェンスが凹字で折れ曲がっている箇所が一か所あります。この場所の利用制限が何かありましたらご教示ください。	利用に当たっての制限はありません。
109	要求水準書 添付資料	資料5				既存施設概要図	維持管理費試算及び既設システム取り合い、設備機器確認用のため、既設建物の竣工図一式をお借りできないでしょうか。	当該資料について、希望者への貸し出しを行うこととします。希望される場合は、入札説明書第9の4に定める問合せ先へご連絡ください。
110	要求水準書 添付資料	資料7				各階参考平面図	a-a断面図の13.5mは何を示した値でしょうか。	間仕切り壁の参考高さを示した値です。
111	要求水準書 添付資料	資料10	1			什器・備品リスト ・注意事項	数量欄に「B…運営内容に合わせて数量を提案すること」とありますが、「運営内容」とは「維持管理業務の実施方法」を指すという理解でよろしいでしょうか。それとも、官民対話等で運営事業者の業務内容について公表され、それに基づく提案という主旨でしょうか。	B区分は、維持管理業務の実施方法を踏まえた提案事項です。運営事業者の業務内容については官民対話等で公表予定です。
112	要求水準書 添付資料	資料10	4			什器・備品リスト	特殊自動車(日産フォークリフト)の大きさをお示しください。利用は展示場内部でしょうか、外部でしょうか。	市の備品として特殊自動車(日産フォークリフト 型式NASH01)を1台所有しており、仕様は、車両重量1,970kg、幅860mm、長さ3,030mm、高さ1,960mm、最大揚高3,000mmとなります。利用用途は敷地内での備品等運搬利用として使用し、公道での走行は不可です。
113	要求水準書 添付資料	資料12				維持管理業務実施体制(現状)	当該体制で言う「業務代理人」と「副業務代理人」とは、本要求水準で言う「維持管理業務責任者」と「副業務責任者」の位置付けとの認識でよろしいでしょうか。	当該資料は参考資料として提示したものです。
114	要求水準書 添付資料	資料12				維持管理業務実施体制(現状)	要求水準書P16、6.実施体制等において、当該体制の内容は事業者の提案を拘束するものではない旨の記載がありますが、拘束時間、ポスト数(人数)のほか、実務経験においても、本資料は参考であり、事業者提案によると考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。応募者が必要と考える体制をご提案ください。
115	要求水準書 添付資料	資料13	第2			事業者が加入すべき保険 ・請負業者賠償責任保険	請負業者賠償責任保険の要求保険内容の内、什器備品等の管理財物等に対する事業者等が負うべき対人・対物賠償を含む第三者賠償損害を担保するとありますが、ここでいう什器備品とは、維持管理業務の什器備品保守管理を対象としていると考えてよろしいでしょうか。	資料13については、本質問回答の公表と同時に内容の差替えを行いましたので、そちらをご確認ください。事業契約書(案)別紙3と同様の内容となります。
116	要求水準書 添付資料	資料13	第2			事業者が加入すべき保険 ・請負業者賠償責任保険	(2)保険内容の2行目、「市及びその役職員」とは市の職員を指すという認識でよろしいでしょうか。その他に含む範囲がございましたらご教示ください。	資料13については、本質問回答の公表と同時に内容の差替えを行いましたので、そちらをご確認ください。事業契約書(案)別紙3と同様の内容となります。
117	要求水準書 添付資料	資料17				測量図(参考資料)	各敷地辺の長さの情報を提示ください。(特に南側の隣地境界の情報)	No.47の回答を参照ください。
118	要求水準書 添付資料	資料17				測量図(参考資料)	各測量点における標高の基準値はT.P.(東京湾平均海面)と考えてよろしいでしょうか。	資料17の測量図に関しては、基準値はN.P.(名古屋港基準面)となります。
119	落札者決定基準	4	4	(1)	ウ	事業遂行に関する確認	確認項目に「融資機関の関心表明書が添付されているか」とありますが、添付する場合、様式7-4の添付書類として提出するという認識でよろしいでしょうか。また、その他、提案書に添付すべき関心証明書類はないという理解でよろしいでしょうか。もしございましたら、どの様式に添付すべきかを合わせてご教示ください。	融資機関の関心表明書については、ご理解の通りです。なお、他の業務に関する関心表明書については、基礎審査の対象とはなりません。添付する場合は、それぞれの業務の実施体制を記載する様式に添付してください。

No	資料名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
120	落札者決定基準	6	4	(2)	ウ	(ア)事業実施に関する評価・運営事業者との連携	運営事業者との連携に関する提案については、要求水準書図表3-1に記載の役割分担において事業者と運営事業者が「主たる担当者」と「従たる担当者」の関係にある項目についての連携方策および業務分担についての提案が求められているという理解でよろしいでしょうか。その他にごございましたらご教示ください。	提案内容に関しては、図表3-1に記載の役割分担に基づく「主たる担当者」と「従たる担当者」に関連する業務のみに限定するものではありません。本事業の業務遂行にあたって必要と考えられる事項について、落札者決定基準に定める評価内容を踏まえたご提案をお願いします。
121	落札者決定基準	6	4	(2)	ウ	(イ)新施設の施設整備に関する評価	展示場の将来的な拡張性のイメージがあればご提示ください	現在、具体的なイメージについて提示できるものではありません。
122	落札者決定基準	6	4	2	ウ	(イ)新施設の施設整備に関する評価	「あおなみ線、第2展示館・第3展示館、水上アクセスとの施設間動線について、施設利用特性を考慮した、具体的かつ優れた提案がなされているか。」とありますが、本項目の「水上アクセス」とはどのような内容を想定されているかご教示ください。	水上アクセスは水上バスを想定しています。新第1展示館のデッキから新第1展示館敷地の西側に近接する水上バス乗船場への動線についての計画を求めます。
123	落札者決定基準	6	4	2	ウ	(イ)新施設の施設整備に関する評価	「展示場の将来的な拡張性に配慮しているか。」とありますが、展示場の拡張に関して想定される内容をご教示頂けますか。	No.121の回答を参照ください。
124	落札者決定基準	7	4	(2)	ウ	(エ)全体工程	本評価項目については、平成34年7月1日の供用開始を実現するスケジュールを提案した場合、一律に40点を得るという理解でよろしいでしょうか。もしくは、平成34年7月1日の供用開始を提案した場合でもA～Dの評価がつけられ、点数に差がつくのでしょうか。	落札者決定基準に記載の通り、提案上の供用開始時期に応じて点数を付与するものとします。
125	事業契約書(案)	2	1章	2条	(26) (27)	建設企業 建設元請企業	「建設企業」と「建設元請企業」の2つが定義づけされております。事業協定書(案)において「事業者と直接契約を結ぶ企業」というニュアンスを強調するため「建設請負企業」という言葉を用いているが、この2つの言葉は提案書で使用する際には意味合い、違いはないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。同様に、「解体・撤去企業」と「解体・撤去元請企業」の2つの用語にも差異はありませんので、事業契約書(案)を修正し、それぞれ「建設企業」と「解体・撤去企業」に統一します。
126	事業契約書(案)	4	1章	2条	(52)	入札説明書等	入札説明書等の定義について、質問回答書の取扱いはモニタリング計画や要求水準書の定義に内包されておりますが、質問回答はモニタリング計画や要求水準書のみならず、入札説明書や事業契約書など公表された資料の全範囲に至るものと存じます。ついで、質問回答書自体を入札説明書等の定義にある「入札公告の際に市が公表する書類一式」に含めていただけないでしょうか。	質問回答書自体を入札説明書等の定義にある「入札公告の際に市が公表する書類一式」に含めるものとします。事業契約書(案)の該当箇所を修正します。
127	事業契約書(案)	4	1章	2条	(52)	入札説明書等	質問に係る回答書の範囲について、実施方針に関する質問回答書も本事業の入札説明書等の定義に含まれることを確認させてください。	実施方針に関する質問回答書は直接的には「入札説明書等」の定義には含まれません。入札説明書等と実施方針等との関係については、入札説明書1頁をご参照ください。
128	事業契約書(案)	4	1章	2条	(54)	不可抗力	不可抗力の定義において、特定できない第三者によるもの(例えば施設利用者によるものなど)で、損害が発生した場合は、不可抗力に該当するものと考えてよろしいでしょうか。	当該事象が通常予見可能な範囲外か否かにより個別に判断されることとなります。
129	事業契約書(案)	4	1章	2条	(54)	不可抗力	本施設の関係者は、貴市、事業者のほか運営事業者が存在します。例えば、運営事業者の管理不備・業務不履行に起因するものについて、本事業においては貴市の帰責として扱われると考えてよろしいでしょうか。(運営事業者と事業者間に契約関係がないため)	運営事業者の管理不備・業務不履行に起因すると認められる場合は、市の責に帰すべき事由として扱います。
130	事業契約書(案)	10	3章	24条	3	設計変更	貴市が負担される当該追加的な費用については、合理的な範囲で金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
131	事業契約書(案)	11	3章	29条	1	設計の完了	実施設計図書及び解体設計図書につき、貴市の確認を受けた際には、確認完了に係る通知等をいただけるものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
132	事業契約書(案)	14	4章	34条	6	工事に伴う各種調査等	貴市が負担される当該追加的な費用については、合理的な範囲で金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
133	事業契約書(案)	17	4章	45条	1	完工確認済書の交付	完工確認済書は、新設の完工確認と現第1展示館の解体撤去業務の完工確認について、別々に貴市から交付いただけるものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。

No	資料名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
134	事業契約書(案)	17	4章	45条	1	完工確認済書の交付	2行目の「第2項」という文言は、「第3項」(維持管理業務に係る保険)の誤りという理解でよろしいでしょうか。	事業契約書(案)の該当箇所を修正します。
135	事業契約書(案)	18	4章	46条	4	工期の変更	貴市が負担される当該追加的な費用については、合理的な範囲で金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
136	事業契約書(案)	18	4章	47条	1	引渡しの遅延に伴う費用負担	貴市が負担される当該追加的な費用については、合理的な範囲で金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
137	事業契約書(案)	22	5章	56条	2	要求水準の変更	2項(オ)の「第3号の協議が～」とは、1項(3)の協議を指すとの認識でよろしいでしょうか。又は2項(ウ)の協議を指すのでしょうか。	第2項(ウ)に記載の「協議」を指します。事業契約書(案)の本条における番号を(ア)(イ)(ウ)・・・から(1)(2)(3)・・・に変更します。
138	事業契約書(案)	22	5章	56条	2	要求水準の変更	市による要求水準の申し出があった際、対応可能性及び費用見込み額について30日以内に通知しなければならないとありますが、不可抗力による事象と変更内容によっては当該期限内に十分な検討結果を提示することができない可能性があると思料します。この場合は、期限内における検討結果を通知・報告し、更なる協議が可能にようにすることで足るとの解釈とさせていただけないでしょうか。	事業契約書(案)の規定通り、期限までの検討結果に基づき、対応可能性及び費用見込額をご通知ください。その後に協議が可能な点は事業契約書(案)第56条2項(3)に記載の通りです。
139	事業契約書(案)	28	7章	82条	1	新施設引渡し前の解除	新施設の出来形部分については、出来形を形成する上で必要となった合理的な費用(金融費用やSPC経費等)も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	当該費用が出来形を形成する上で必要となった合理的な費用と判断される範囲においては、ご理解の通りです。
140	事業契約書(案)	36	10章	112条		直接協定	事業者がプロジェクトファイナンスにて資金調達を行う場合、貴市と金融機関との直接協定については、締結をいただける前提との理解でよろしいでしょうか。	No.19の回答を参照ください。
141	事業契約書(案)別紙6	45	2	(1)	イ	サービス購入料Aの支払方法	サービス購入料Aに係る消費税相当額はサービス購入料Aの支払いに合わせて、貴市よりお支払いをいただけるものとの理解でよろしいでしょうか。	No.24の回答を参照ください。
142	事業契約書(案)別紙6	47	2	(2)	ア	サービス購入料Aの支払方法・算定方法等	割賦金利の基準金利として、LIBORを参照いただいておりますが、平成33年度においてLIBORは廃止予定との理解です。代替指標について、ご教示願えますでしょうか。	No.25の回答を参照ください。
143	事業契約書(案)別紙6	47	2	(2)	イ	サービス購入料Bの支払方法	平成30年度の税制改正において長期割賦販売等に係る延払基準が廃止されています。このため、SPCはサービス購入費Bが支払われる都度、消費税及び地方消費税を納付する税務処理ができなくなり、その総額が売上として認識され、当該金額に係る受取消費税が課税されることとなります。そのため、サービス購入費Bに係る消費税相当額について、完工確認後におけるサービス購入費Aに合わせて、一括でお支払いいただけないでしょうか。	No.27の回答を参照ください。
144	事業契約書(案)別紙6	47	2	(2)	イ	サービス購入料Bの支払方法	要求水準書には四半期業務報告書の提出に係る記載がございませんが、当該業務報告書の提出は必要になりますでしょうか。	No.28の回答を参照ください。
145	事業契約書(案)別紙6	47	2	(2)	イ	サービス購入料Bの支払方法	貴市における四半期業務報告書の確認には、どの程度の期間が必要となりますでしょうか。	No.29の回答を参照ください。
146	事業契約書(案)別紙6	49	2	(3)	ウ	サービス購入料Cの支払方法	平成30年度の税制改正において長期割賦販売等に係る延払基準が廃止されています。このため、SPCはサービス購入費Cが支払われる都度、消費税及び地方消費税を納付する税務処理ができなくなり、その総額が売上として認識され、当該金額に係る受取消費税が課税されることとなります。そのため、サービス購入費Cに係る消費税相当額について、完工確認後におけるサービス購入費Aに合わせて、一括でお支払いいただけないでしょうか。	No.30の回答を参照ください。
147	事業契約書(案)別紙10	59	2	(4)	②	解体・撤去工事施工時	「市は、エのモニタリング実施後」は、「市は、①のモニタリング実施後」の誤りでよろしいでしょうか。	事業契約書(案)の該当箇所を修正します。

No	資料名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
148	事業契約書(案)別紙10	61	3	(4)		解体設計時	(4)と同様とありますが(1)と同様の誤記でしょうか。	事業契約書(案)の該当箇所を修正します。
149	事業契約書(案)別紙10	62	3	(7)	①	要求水準等未達の基準	表10-1、表10-2の業務区分に「共通」とありますが、これはどういう意味でしょうか。	「共通」については、統括マネジメント業務等のその他業務に該当する事項を記載していました。ご意見を踏まえ、当該表を修正します。
150	基本協定書(案)	4	9条	2		事業契約の不締結	「構成員若しくは協力会社が本事業の入札参加資格を欠くに至った場合には」とありますが、本事業の入札参加資格とは、入札説明書8頁 第3 1(1)応募者の参加資格等に記載されている内容という理解でよろしいでしょうか。	入札説明書P.8 第3 1 応募者の参加資格要件等に定める内容を指します。なお、第2項の場合において、事業契約を不締結とすることについては市の判断によって決定するものとし、基本協定書(案)の該当箇所を修正します。
151	様式集	3~8				提出書類一覧表	様式番号9-3 一般図に縮尺の指定が記載されていますが、A3サイズに収まらない場合は適時縮尺を変更すると考えて宜しいでしょうか。	一般図の縮尺について、配置図1/1000、その他の一般図1/800とします。様式集の該当箇所を修正します。
152	様式集	3~8				枚数制限	各様式に付されている枚数制限は上限という認識でよろしいでしょうか。それとも枚数指定でしょうか。	枚数制限は上限を指します。
153	様式集	9	2			作成上の共通留意事項	提案書作成において、構成員・協力企業および金融機関名など会社名を明記して作成するという認識でよろしいでしょうか。	提案審査書類に関しては、構成員・協力企業の名称を一切記載せずに作成ください。様式集の該当箇所を修正します。
154	様式集	10		2		表 提出書類の綴じる区分	・入札参加資格審査時の提出書類に関して、「A4バインダーファイルを縦使いで左綴じすること。」と記載がありますが、「正本の押印書類に関しても穴を開けて綴じて良い」という理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
155	様式集	10		3及び4		提出方法及び電子データの提出	・「入札時(提案審査書類提出時)における提出書類(各様式)の電子データをCD-R又はDVD-Rに保存し、2部提出すること。」と記載がありますが、「入札参加資格審査時の提出書類」についても、紙と電子データの両方を提出する必要がある、という理解で宜しいでしょうか。	紙のみの提出とします。様式集の該当箇所を修正します。
156	様式集	様式2-5				入札参加者構成表	「本事業における役割」の欄には、「設計」「建設」「工事監理」「解体・撤去」「維持管理」「その他」の該当する項目を記入するという理解でよろしいでしょうか。また、2ページ目の脚注「本業務における役割欄は、該当するものに「○」をすること。その他の場合は・・」に該当する文章は誤記という認識でよろしいでしょうか。	前段について、ご理解の通りです。なお、「その他」については、具体的な役割を明示してください。後段について、ご理解の通りです。様式集の該当箇所を修正します。
157	様式集	様式2-6				添付資料提出確認書6、7、8	「※名古屋市契約規則による競争入札参加有資格者名簿に登録されていることを証する書類を提出すること。」と記載がありますが、具体には何を提出すれば宜しいでしょうか。例えば、「入札情報サービスの発注者 有資格者表示の画面を印刷したもの」で宜しいでしょうか。	競争入札参加資格に係る資格審査の結果通知書、又は、名古屋市電子調達システム内の調達情報サービスにおける有資格者名簿の表示画面とします。なお、名古屋市電子調達システム内の調達情報サービスにおける有資格者名簿の表示画面は以下のURLよりお進みください。 https://www.chotatsu.city.nagoya.jp/ejpkg/EjPPIj
158	様式集	様式7-5-1				事業収支計画書(資金収支計画)◆評価指標の算定方法	年度ごとのDSCRの算出について DSCR=借入期間中の元利返済前キャッシュフロー/借入金 との表示につき、以下の通りと読み替えてよろしいでしょうか。 DSCR=借入期間中の元利返済前キャッシュフロー/借入金の元本、利息返済額	ご理解の通りです。
159	様式集	様式7-5-1				事業収支計画書(資金収支計画)◆評価指標の算定方法	・年度ごとのPIRRの算定について、「借入金利息の支払額」及び「借入金元本返済額」から「借入金」を控除した額を記載するとはどのような意味かご教示いただけませんか。	(1)資金需要合計の欄にある「借入金利息の支払額」の小計及び「借入金元本返済額」の小計を足し合わせたものから、(2)資金調達合計の欄にある「借入金」の小計を差引いたものを記載ください。
160	様式集	様式7-5-1				事業収支計画書(資金収支計画)◆備考	9. における「法人税等の支払額」「消費税等の納付額」については、中間納付額も含めて記載してよろしいでしょうか。(その場合、様式7-5-2において平成32年度に発生した法人税等の額と、様式7-5-1で記載した平成33年度の支払額、納付額とは同額とならない場合があります。)	ご理解の通りです。

No	資料名	箇所				項目	質問内容	回答
		頁	章	節	項			
161	様式集	様式 7-5-3 様式 7-5-4				設計・建設費計画書(新第1展示館分) 解体・撤去費計画書(現第1展示館分) ◆消費税	消費税抜きと消費税込みの合計欄がありますが、消費税込みの合計については、消費税がかかる費目について消費税を加えるという理解でよろしいでしょうか。(消費税抜きの合計に一律8%を加えるのではないという理解でよろしいでしょうか)	ご理解の通りです。
162	様式集	様式 7-5-3				設計・建設費計画書(新第1展示館分) ◆近隣対応・対策費 ◆設計建設期間中の保険料	様式7-5-3に例示される近隣対応・対策費、設計建設期間中の保険料は、資料2サービス購入料の考え方2(1)アのその他の費用のうち、「その他設計・建設に関して必要な費用」に含まれるため、サービス購入料Aに含まれるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
163	様式集	様式 7-5-3 様式 7-5-4				設計・建設費計画書(新第1展示館分) 解体・撤去費計画書(現第1展示館分) ◆年度別費用	年度別費用は、出来高に基づく費用を記載するという理解でよろしいでしょうか。(年度別の出来高費用と市からSPCへ支払われる費用が異なる可能性があるため)	ご理解の通りです。様式7-5-3、様式7-5-4については、年度ごとの出来高を記載してください。その他様式についても、記載要領に基づき作成してください。
164	様式集	様式 7-5-5				維持管理費計画書	工期短縮時の期間超過分維持管理費については、右欄に別途記載するよう指示をいただいておりますが、当該超過分は左欄のH31～H52の欄から除くものと考えてよろしいでしょうか。	左欄では当該超過分を含めた総費用を記載ください。
165	様式集	様式 7-5-5				維持管理費計画書	光熱水費項目について、従量単価の記載例があります。既存施設における現契約の従量単価設定について御教示ください。	光熱水費における現契約の従量単価設定については、開示できません。
166	様式集	様式 9-3				一般図	図面のスケールについて、指定の配置図1/800、その他の一般図1/400では建物全体が明記できないため、配置図1/1000、その他の一般図1/500としてよろしいでしょうか	No.151の回答を参照ください。